

議案第81号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「勤勉手当を」を「勤勉手当（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、当該基準日に係る期末手当）を」に改める。

第8条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

会計年度任用職員の育児休業に係る給与等の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

職員の育児休業等に関する条例 (抄)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第7条 省 略

- 2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)第2条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前の市長が定める期間において勤務した期間(これに相当する期間として市長が定める期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「**会計年度任用職員**」という。)にあっては、当該基準日に係る**期末手当**)を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

- 第8条 育児休業をした職員(**会計年度任用職員を除く。**)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、市規則で定める期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則で定めるところにより、その職務に復帰した日以後のその者の号給を調整することができる。